

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(政府調達<span>の</span>取扱い)</p> <p>第56条 政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)を実施するために必要な事項は、国立大学法人京都大学における政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続要領による。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(政府調達<span>の</span>取扱い)</p> <p>第56条 政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)、<u>政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年3月19日条約第4号)によって改正された協定その他の国際約束</u>を実施するために必要な事項は、国立大学法人京都大学における政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続要領による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成26年9月12日から施行し、平成26年4月16日から適用する。</p>